

商品概要説明書 一個人向け国債(変動10年)

2025年1月6日現在

項 目	内 容
1. 商品名	個人向け国債(変動10年)
2. ご利用者	個人の方のみご利用いただけます。
3. 期 間	10年
4. 購入方法	現金、他の預金口座から振替等でご購入いただけます。
購入金額	額面1万円以上、1万円単位
5. 償還方法	満期日に元金(および終期利金)をご指定の口座に入金します。
6. 利回り他	
(1) 利率(クーポン)	銘柄により利率(クーポン)は異なります。利率は実勢金利に応じて、年2回6ヶ月毎に変動します。ただし、最低利率0.05%を下回ることはありません。
(2) 価格	募集価格、償還価格は100円あたり100円です。
(3) 利回り	利率(クーポン)の変動により、利回りは変わります。
(4) 利払時期	年2回 6ヶ月毎に利息をご指定の口座に入金します。
7. 債券の管理	お客さまの購入した個人向け国債は振替決済口座で管理されます。
8. 個人向け国債のリスクと留意点	● 手数料などの諸費用について 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。 ● 個人向け国債のリスクについて 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払い不能が生じるリスクがあります。 ● 個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。
9. 付加できる特約事項	● マル優・マル特のお取扱ができます。 マル優・マル特の非課税限度額はそれぞれ最高350万まで、併用すれば700万円までご利用いただけます。
10. 償還期限前に売却する場合のお取扱い	● 発行日から1年以上経過すれば中途換金可能です。 中途換金によるお受取金額は以下のとおりとなり、原則中途換金調整額として「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」が差引かれます。 「額面金額の100%」+「経過利子相当額」-「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685」 ● 以下の場合には1年を経過していなくても中途換金可能です。 ① 保有者ご本人が亡くなった場合 ② 大規模な自然災害に罹災された場合で災害救助法の適応地域に居住するなど一定の条件を満たしている場合

(次頁につづきます)

11. 当社の苦情対応 措置及び紛争 解決措置	● 一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター をご利用いただけます。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-.3772 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
12. その他ご留意 いただく事項	● 個人向け国債は、預金保険制度の対象外となっております。 ● 既発債はお取り扱いできません。 ● 本券は発行されません。国債振替決済制度を利用した振替決済口座において、当社が責任 をもって管理いたします。 ● 保護預り等をご利用いただく場合、「保護預り規定兼振替決済口座管理規定」により お取扱いいたします。ご利用の際には、必ずご覧ください。 ● お申込みにあたっては、「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

商号等/株式会社みなと銀行 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第22号

加入協会/日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

(以 上)